

高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十九号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

改正案		現行	
<p>第一条から第四条まで（現行のとおり） 別表（第二条関係）</p>		<p>第一条から第四条まで（略） 別表（第二条関係）</p>	
<p>事務</p>	<p>名称</p>	<p>額</p>	<p>徴収時期</p>
<p>一から十三まで（現行のとおり） （現行のとおり）</p>	<p>一から十三まで（略） （略）</p>	<p>（現行のとおり）</p>	<p>（現行のとおり）</p>
<p>十四 令第十八高圧ガス製1 乙種化学責任者受験申込み 条第二項第造保安責任免状に係る製造保安のとき又は 一号の規定者試験手数料責任者試験 一万円 試験実施機 に基づく法料 第三十一条 第二項に規 定する製造 保安責任者 試験の実施</p>	<p>十四 令第十八高圧ガス製1 乙種化学責任者受験申込みの 条第二項第造保安責任免状に係る製造保安のとき又は試験 に基づく法料 第三十一条 第二項に規 定する製造 保安責任者 試験の実施</p>	<p>（行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する法律（平 成十四年法律第百五 十一号）第三条第一項 の規定により同項に 規定する電子情報処 理組織を使用して受 験願書を提出する場 合（以下「電子情報処 理組織により受験願 書を提出する場合」と いう。）にあつては、 九千五百円）</p>	<p>（略）</p>

2	丙種化学責任者 免状に係る製造保安 責任者試験 九千四 百円(電子情報処理組 織により受験願書を 提出する場合にあつ ては、八千九百円)
3	乙種機械責任者 免状に係る製造保安 責任者試験 一万円 (電子情報処理組織 により受験願書を提 出する場合にあつて は、九千五百円)
4	第二種冷凍機械 責任者免状に係る製 造保安責任者試験 一万円(電子情報処理 組織により受験願書 を提出する場合に あつては、九千五百 円)

2	丙種化学責任者 免状に係る製造保安 責任者試験 九千四 百円
3	乙種機械責任者 免状に係る製造保安 責任者試験 一万円
4	第二種冷凍機械 責任者免状に係る製 造保安責任者試験 一万円

<p>十五 法第三十 一条第二項 の規定に基 づく販売主 任者試験の 実施</p>	<p>高压ガス 販売主任 者試験手 数</p>	<p>1 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 八千五百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、八千九百円)</p>	<p>5 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千四百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、八千九百円)</p>
		<p>2 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 六千七百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、六千二百円)</p>	<p>受験申込みのとき又は試験実施機関が定めるとき。</p>

<p>十五 法第三十 一条第二項 の規定に基 づく販売主 任者試験の 実施</p>	<p>高压ガス 販売主任 者試験手 数</p>	<p>1 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 八千五百円</p>	<p>5 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千四百円</p>
		<p>2 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 六千七百円</p>	<p>受験申込みのとき又は試験実施機関が定めるとき。</p>

<p>十六から十七まで (現行のとおり)</p>	<p>十八 令第十八附属品の検査 条第二項第査又は再検査手数料 に基づく法 第四十九條 の二第一項 に規定する 附属品検査 又は令第十 八條第二項 第七號の規 定に基づく 法第四十九 條の四第一 項に規定す る附属品再 検査</p>	<p>1 圧縮天然ガス自検査申請の 自動車燃料装置用容器、 圧縮水素自動車燃料 装置用容器又は圧縮 水素運送自動車用容 器に装置される附属 品に係る附属品検査 又は附属品再検査 次に掲げる容器の 区分に応じ、それぞれ 次に定める金額 (1) 及び(2) (現行 のとおり) 2 (現行のとおり)</p>	<p>(現行のと おり)</p>
<p>十九及び二十 (現 行のとおり)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>(現行のと おり)</p>

<p>十六から十七まで (略)</p>	<p>十八 令第十八附属品の検査 条第二項第査又は再検査手 数料 に基づく法 第四十九條 の二第一項 に規定する 附属品検査 又は令第十 八條第二項 第七號の規 定に基づく 法第四十九 條の四第一 項に規定す る附属品再 検査</p>	<p>1 圧縮天然ガス自検査申請のと きに 自動車燃料装置用容器 に装置される附属品 に係る附属品検査又 は附属品再検査 次に掲げる容器の区 分に応じ、それぞれ次 に定める金額 (1) 及び(2) (略)</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(略)</p>
<p>十九及び二十(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>